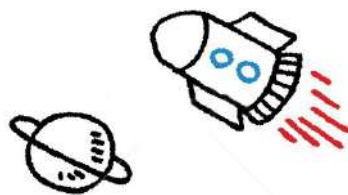




リップル保育園 西船橋

重要事項説明書



2026 年

(1) 事業運営主体

事業者の名称	株式会社リップル研究所
代表者氏名	代表取締役 大崎紳介
本社の所在地	さいたま市中央区鈴谷 9-10-6
本部事務所所在地	さいたま市大宮区宮町 3-1-6 明秀ビル 203
本部事務所電話番号	048-780-2813

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	「保育所保育指針」に基づき、養護及び教育を一体的に行う。 良質な生育環境を提供し、生きる力の基礎を育てる。
運営方針	I 保育所の生活をとおして子どもを主体とした「最善の利益」を守る。 II 豊かな経験や学びのなか、生きる基礎を育む。 III 保育所職員と保護者、地域と一緒に子どもたちの成長と安全を守る環境を作る。

(3) 利用施設及び提供する保育の内容

1 保育所概要

名 称	リップル保育園西船橋
所 在 地	船橋市葛飾町2丁目378-7 F10 西船1階
電話番号	047-401-5567 (Tel) 047-401-5568 (fax)
認可年月日	平成30年4月1日 小規模保育事業所A型
施設長氏名	宍戸 智種
利用定員	19名

2 施設の概要

敷 地	賃貸借物件
建 物	重鉄骨構造 4階建て1階部分
施設の内容 面積 (㎡)	乳児室 11.83 ㎡ 医務コーナー 10.4 ㎡ 幼児用トイレ 3.15 ㎡ ほふく室 39.6 ㎡ 調理室 10.59 ㎡ 職員用トイレ 1.37 ㎡ 保育室 24.2 ㎡ 木浴室 3.21 ㎡ 廊下・ホール 21.45 ㎡
設備の種類	冷暖房、サッシ、手洗い場

3 連携施設

施設名称・連携内容	住所
学校法人中島学園 船橋ひかり幼稚園 ①保育内容の支援 施設、屋外遊技場の開放 合同保育（運動会等の行事参加） 保育支援 ②代替保育の提供 保育士代替要員の提供 ③卒園児の受入れ 卒園後の入園受入	船橋市二子町498番地
株式会社俊英館 西船橋すきっぷ保育園 ①卒園児の優先的受入	船橋市4-12-20
ALSOK 介護株式会社 たんぽぽ西船橋駅前保育園 ①卒園児の優先的受入	船橋市印内町631-1
公立保育所 西船保育園 ①卒園児の優先的受入	船橋市西船6-1-24
そらまめ保育園 西船橋 ①卒園児の優先的受入	船橋市海神6-16-11

4 年間行事予定

行事内容	
4月	慣らし保育月間・入園進級式・身体測定・避難訓練
5月	個人面談・端午の会・歯科検診・身体測定・避難訓練
6月	社会科見学・内科検診・身体測定・避難訓練
7月	水遊び・七夕の会・身体測定・避難訓練
8月	身体測定・避難訓練
9月	身体測定・避難訓練
10月	親子遠足・ハロウィンパーティー・身体測定・避難訓練
11月	2歳児遠足・内科検診・身体測定・避難訓練
12月	クリスマス会・身体測定・避難訓練
1月	新年お楽しみ会・身体測定・避難訓練
2月	節分の会・発表会・身体測定・避難訓練・個人面談
3月	ひな祭り会・卒園式・身体測定・避難訓練

※お誕生会は、一人ひとりのお誕生日に合わせて行います

※行事予定はその年度の社会情勢等により変更になることがあります

5 食事の提供について

給食 おやつ他	自園調理にて提供しています。 献立表は翌月分を毎月月末までに配布しています。
アレルギー	下記をご参照ください。
衛生管理	調理係、調乳係、保育従事者全てにおいて毎月検便を行っています。 毎年健康診断を全員受診し、結果を船橋市監査時に開示しています。

〈食事の提供・アレルギー対応について〉

※前月に献立表、食材表を配布します。ご確認の上、ご家庭にて食材等の事前摂取をお願いします。
ご家庭で未摂取の食物は、園では提供できません。

※食物アレルギーと診断、若しくは疑わしいと思われる場合は、必ず園にお伝えください。ご相談の上、除去食の提供、お弁当持参も可能です。

※除去食提供をご希望の場合は、医師の診断書（『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』）が必要となります。

※アレルギー症状の変化に係わらず、年1回の（年度内・年度初めまで）診断書（『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』）の提出をお願いします。

(4) 職員配備

職種		常勤職員	非常勤職員	
保 育 従 事 者	施設長	1人	人	管理責任者（保育士）
	副主任	2人	人	保育士資格有
	保育士	2人	2人	
	保育補助	人	1人	英語教師
	看護師	人	1人	看護師、助産師 本部兼務
調理員		1人	1人	調理師
事務局			1人	人事総務部

- 1 玄関に職員紹介を表示しています。
- 2 「地域型保育事業所等の設備及び運営に関する基準」を遵守した職員配備を行っています。
- 3 11時間保育の職員配備は3シフトにて加配しています。

(5) 保育所の開所日及び時間

開 所 日	月曜日から土曜日
開 所 時 間	7時から19時までの保育契約時間
延 長 保 育 時 間	船橋市認定の契約保育時間を超えた保育時間 ※開所時間内に限る
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)

(6) 嘱託医

小児科 西船こども成長クリニック 院長 杉原茂孝
船橋市葛飾町2-335-1 アルマース式番館1F
電話047-495-4150

小児歯科 なかいみほデンタルクリニック 医師 中井実穂
船橋市葛飾町2-361-1
電話047-431-0088

(7) 非常災害対策

消防計画届出	船橋市中央消防署 令和3年7月 届出 防火管理者 宍戸智種
避 難 訓 練	火災訓練及び避難訓練を毎月1回実施
防 災 設 備	自動火災煙感知器・誘導灯・消火器
避 難 場 所	(第1避難場所) 葛飾小学校 (第2避難場所) 葛飾公民館

【近隣管轄】

消防署	船橋市中央消防署本郷分署 船橋市本郷町457-1 ☎ 047-335-2697
警 察	船橋警察署 船橋市市場4-18-1 ☎ 047-435-0110

【臨時休園等の取扱いについて】

避難情報発令時の休園判断は、船橋市が定める「避難情報発令時における臨時休園基準」に基づき、下記の通り対応します。（リップル保育園西船橋は浸水想定区域に所在する要配慮者利用施設です。）

警戒レベル (避難情報)	開園中に発令	開園時間外に発令 (午前6時4時点で判断)
警戒レベル3 (高齢者等避難)	基本、保育園内にとどまり、安全に留意しながら保育を継続します。 状況に応じて、早めのお迎えをお願いします。	園が所在する区域に発令された場合は休園。 (※途中解除された場合も終日休園)
警戒レベル4 (避難指示)		いずれかの浸水想定区域に発令された場合は休園。 (※途中解除された場合も終日休園)
警戒レベル5 (緊急安全確保)		
鉄道の計画運休		午前6時の時点で市内のJR全線が計画運休している場合 または午前6時の時点で当日午前中の市内JRの計画運休の実施が決定している場合は休園。 (※途中解除された場合も終日休園)

※その他保育園園長が必要と判断した場合は、上記に関わらず適切に対応いたします。

(8) 賠償責任保険の加入

保健の種類		
賠償責任保険	1事故 3億円	1名につき1億円
傷害保険	死亡・後遺障害 3百万	入院日額 3千円

(9) 運営委員会委員

※(11)運営に関する事項 参照

責任者	大崎紳介（代表取締役）	☎090-9142-7141
社内委員	大崎直美（保育部長）	☎090-5192-5163
第三者委員	桑野秀男（NPO 法人アフタースクール代表理事）	☎047-302-8825
第三者委員	前年度卒園児保護者より1名選出	
保護者委員	全保護者対象（運営委員会当日に出席可能な方）	

【相談・苦情受付委員】

総括責任者	大崎紳介（代表取締役）	☎ 090-9142-7141
相談・苦情受付担当	大崎直美（保育部長）	☎ 090-5192-5163
受付メールアドレス	naomi-osaki@ripplehoikuen.com.co	
第三者委員	桑野秀男（NPO 法人アフタースクール代表理事）	☎ 047-302-8825
第三者委員	前年度卒園児保護者	

※受付方法

園受付カウンターに苦情受付表と受付方法のご説明を設置いたしております。
また、直接電話、メールで上記担当までご連絡いただけます。
頂いた内容により、第三者委員会を開催して問題解決に当たります。
どのような問題、苦情でも真摯に受け止め早期解決に向けて努力いたします。

(10) 児童虐待防止への取り組み

1. リップル研究所の設置者及び職員において児童福祉法 33 条の 12. 各号に掲げる以下の行為その他、当該児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止する就業規則を誓約しています。
2. 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童、乳幼児を発見した場合は速やかに関係機関に通告します。虐待を疑われる職員については、面談事実確認の上適正な処分をします。
3. 社内定期職員研修及び社外児童虐待防止等の研修を受講しています
また定例、職員会議において情報の周知、交換を行い職員の意識向上を図っています。

(11) 保護者様へお願いしたいこと【カスタマーハラスメントの防止】

保育のご利用に際し、保護者の皆様へお願いしたいこと、ならびにご理解いただきたいことがございます。私たちは、施設・子ども・保護者・地域の皆様との信頼関係を築くとともに、保育・教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めてまいります。

その一環として、外部講師による職員研修の実施、ハラスメント事案および対応経過の共有、ノウハウの蓄積、専門機関（第三者委員等）への相談体制の構築等を行います。

以下のような行為をカスタマーハラスメントとして想定しております。

実際に発生した場合、または十分な保育・教育の提供が困難であると判断した場合には、外部機関（行政および警察等）へ相談することがございますので、あらかじめご理解のほど、よろしく願いいたします。

- 1 身体的な攻撃
 - ・職員に向かって物を投げる、突き飛ばす、叩く等の行為があった場合
- 2 精神的な攻撃
 - ・人格を否定するような言動
 - ・侮辱的な言動
 - ・長時間にわたり、必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責する行為
 - ・事実ではない事柄、または事実かどうか不明な内容を口コミや SNS 等で拡散する行為
 - ・自身の価値観を一方的に強要する行為
- 3 過大な要求
 - ・当園が提供できない保育・教育の提供を強いる行為
- 4 個人の侵害
 - ・保育・教育に関係のない職員のプライベート情報（住所、学歴、家族構成など）を聞き出そうとする行為
- 5 運営外での保育の強要
 - ・保育時間外であるにもかかわらず園に連絡を入れない場合
 - ・自己都合にもかかわらず時間外保育を強要する場合
 - ・保育時間外での保育を繰り返し強要する場合

(12) 運営に関する事項

1. 保護者会（クラス懇談会） 年 1 回開催予定
保護者参加行事
（入園進級式・個人面談・親子遠足・発表会・卒園式）
2. 運営委員会と苦情委員会
定例運営委員会を年 2 回開催予定
（ 構 成 ） リップル研究所取締役役員、園長、施設長、第三者委員 保護者委員
良質な保育提供のための意見交換等、保育園運営の向上に努めています。
※ 苦情事項が発生した場合は、臨時会議を緊急招集します。

3. 自己評価及び第三者評価

◎職員は毎年 3 月に保育内容等の自己評価を行い、施設長経由にて保育本部に提出します。
本部において自己評価表、施設長評価表の査定を行い個人面談を以て相互確認の上
新年度処遇判断とします。

◎千葉県が指定した評価基準に基づき第三者評価を実施する。

(13) 保健関係

(1) 保育園ではお子さまが登園の際、お子さまの健康状態を確認させていただいておりますが、登園前にご自宅でも朝の健康チェックをお願いします。

お子さまの状態がいつもと違う場合（体温が高い・食欲がない・顔色が悪い・けがをした等）は、ルクミーに入力の上、登園時に口頭で職員にお知らせください。

下記の場合は登園を控え、状況に応じて病院受診をお願いいたします。

● 37.5 以上の発熱がある場合

→ 解熱し、他に症状がなければ登園可能です。※解熱剤を使用しての解熱は含みません。
24 時間以内に解熱剤を使用されての登園は固くお断りします。

● 嘔吐・下痢などの胃腸症状がある場合、または、胃腸症状が治まってから 24 時間以上経過していない場合

→ 症状が治まって 24 時間以上経過し、普通の食事がとれれば登園可能です。

(2) 一般的に子どもの病気は短時間で症状が悪化します。発熱やその他急病などの場合はご連絡いたします。症状によってはすぐにお迎えをお願いすることもありますのでご承知おきください。

(3) 感染症（コロナウイルス感染症を含む）に罹患した場合

● 「船橋市登園許可証明書」に記載の感染症に罹患した場合は、治癒するまで登園停止となります。
再登園時、医師記入の「登園許可証明書」が必要です。

● 「船橋市登園届」に記載の感染症（お腹の風邪、胃腸炎も含む）に罹患した場合は登園出来ません。
再登園の際には「登園届」が必要です。

再登園の目安は、医師の指示及び「船橋市登園許可証明書内の目安」を参考に判断をお願いします。

● 感染症と診断または疑いのある方の送迎は事前にご相談ください。

『合同保育』は感染拡大の一因となることがある為、感染拡大期においては園より朝夕の合同保育を短くするなどをお願いする場合があります。その際には、可能な限りでご協力をお願いします。

(5) 与薬について

医療行為に当たるため、原則として保育園では与薬は行いません。

受診時、通園していることを伝え「1 日 2 回服用」処方にして頂くようご協力をお願いします。

園でお預かりできるのは医師処方薬のみです。

与薬をご希望の場合は、「与薬票」（園書式、保護者記入）を記入し、「薬剤情報提供書」（お薬手帳に記載）と共に、登園時、職員に手渡しにてご依頼ください。

※「与薬票」は 1 枚 1 日分としてお受けします。

※紛薬は記名し、1 日 1 回分のみ、お預かりします。

※水薬は 1 回分だけをご用意ください。容器等については薬局でご相談ください。

日焼け止めクリーム、虫よけスプレーは、お預かりできません。ご自宅でのご使用をお願いします。虫よけパッチ・リング等の使用は誤飲防止の為、禁止といたします。

ホクナリンテープ等をご家庭で貼布して登園する際は、テープに日付・名前を記入し、必ず貼布の旨をお伝えください。

ご家庭で内服された薬等がある場合にもお知らせください。

(6) 予防接種について

※お子様の予防接種は医師に相談し、計画的に進めましょう。

※接種直後の登園は副反応発症の恐れがあるため、降園後の接種をお願い致します。

※接種後は、登園の際に接種した旨をお伝えください。

(7) 健康診断と身体測定について

内科検診・・・年2回、嘱託医が来園し内科検診を行います。

歯科検診・・・年1回、嘱託医が来園し歯科検診を行います。

身体測定・・・毎月1回、職員が身長・体重を計測します。

(8) その他

事故や感染症予防の為、爪は短く清潔に保つことをお願いします。

医療行為にあたる為、園で爪を切ることが出来ません。ご協力をお願いします。

☆ 全ての持ち物（洋服・下着・靴下・紙おむつ等を含む）に大きく記名をお願いします。

☆ 園児の送迎者は、必ず事前登録をお願いします。

☆ 園の外での私語は、近隣へのご迷惑になりますので禁止事項としています。

また、近隣住民の方々との良好な関係を築いていくため、進んで挨拶をお願いいたします。

【 保育園からのお願い 】

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの) 健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。

そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもリップル保育園西船橋が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- 1) 園は子どもたちがそれぞれに関わりあいながら様々なことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ(顔や歯、目のケガ、骨折等も含む)、関わり合いに伴う噛みつきやひっかき、ケンカなどは起こります。
保育園として、当然事故の起らない様に対策を行います。保育士ひとり一人においてもしっかりと見守ってまいりますが、子ども1人に保育士1人がついていない状況ではありません。ケガを予防できないことが起こることもご理解いただけますようお願い致します。保育中お子様にケガが生じた場合、生命にかかわるケガと判断した場合は、保護者の方に連絡の上、病院受診や救急通報での搬送を致します。
また、ケガの大小にかかわらず、病院受診の場合は、保護者の方にも病院に来ていただき、一緒に診療内容の確認をしていただきます。園ではマイナンバーカードや船橋市こども医療費受給券はお預かりしませんので、保護者の方がお持ちください。
- 2) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる(長時間の)集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることもあります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながることをご理解ください。
- 3) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。
例：医療・宗教上の理由がない特別扱い(食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等)はできません。
また、園の敷地内、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するのは禁止とさせていただきます。
- 4) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投(与)薬については、起こらないようできる限り努めてまいりますが、絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないことをどうぞご理解ください。



たくさんのお願いをいただきましたが、
すべてはお子様の安全と幸せをお守りするためと考えております。
どうぞ、お子様の大切な育ちの時期を、私どもと一緒に見守り
過ごしていただけますようお願い致します



【 保育料・延長保育料・その他諸経費 】

- ① 各保護者の方にご負担いただく保育料は、船橋市が利用負担額を決定します。
 毎年8月に利用負担額査定が行われ、9月に利用負担額の見直しがあります。ご注意ください。
- ② 保育料の納付は、園指定の銀行口座へお振込みいただきます。(下記振込先参照)

(振込指定銀行)			
千葉銀行	西船橋支店	普通口座	4029619
	株式会社	リップル研究所	※振込手数料は保護者様負担です

※保育料は銀行振込での納付となります。

月末までに翌月保育料をお振込みください。

まとめて納付をご希望の方は、事前にお申し込みください。

納付時期 (前払いに限る)

第1期	4月5日迄	4月～8月 (5カ月分)
第2期	9月5日迄	9月～12月 (4カ月分)
第3期	1月5日迄	1月～3月 (3カ月分)

③ 入園時購入品

スモック	2,200円
園帽子	1,300円

3,500円 消費税込 (価格に変動がある時はお知らせいたします。)

④ 保育料以外の集金

毎月の経費 (行事費・教材費・雑費) 月600円 4月・10月に半年分をまとめて集金
 エプロン・口拭きタオル使用料 月200円 4月・10月に半年分をまとめて集金

※毎月の経費・エプロン使用代は、途中入園の場合は入園月から計算

日本スポーツ振興センターの共済掛金 6月集金 年間 300円 (保護者負担分)

※残金は園にてご負担いたしております。 ※いずれも、園集金袋にて集金

オムツサブスクリプション導入の為、業者と直接契約をしていただいております。(2,980円/月)

⑤ 延長保育料

船橋市認定の保育時間 (標準時間契約 7時～18時・短時間契約 8時30分～16時30分)

各保護者により保育時間が異なりますが、契約保育時間を超えて保育をする場合、延長料金を頂きます。
 ※集金袋にて現金精算となります。消費税はかかりません

標準時間保育の場合	18時01分以降	10分毎に100円	19時 (閉所) 迄
短時間保育の場合	7時より8時29分まで	10分毎に100円	
	16時31分より	10分毎に100円	19時 (閉所) 迄
閉所時間19時を過ぎた場合	19時01分より	15分毎	2,000円